

始良都市計画火葬場の 決定について(案)

安らぎと尊厳のある施設

平成27年11月19日(木)



本日の説明内容

- 1 都市計画決定に関する事
- 2 火葬場の概要に関する事
- 3 道路の整備に関する事



都市計画決定について

都市計画法

- 火葬場は、都市計画法第11条により「都市施設」と定められている

都市施設とは

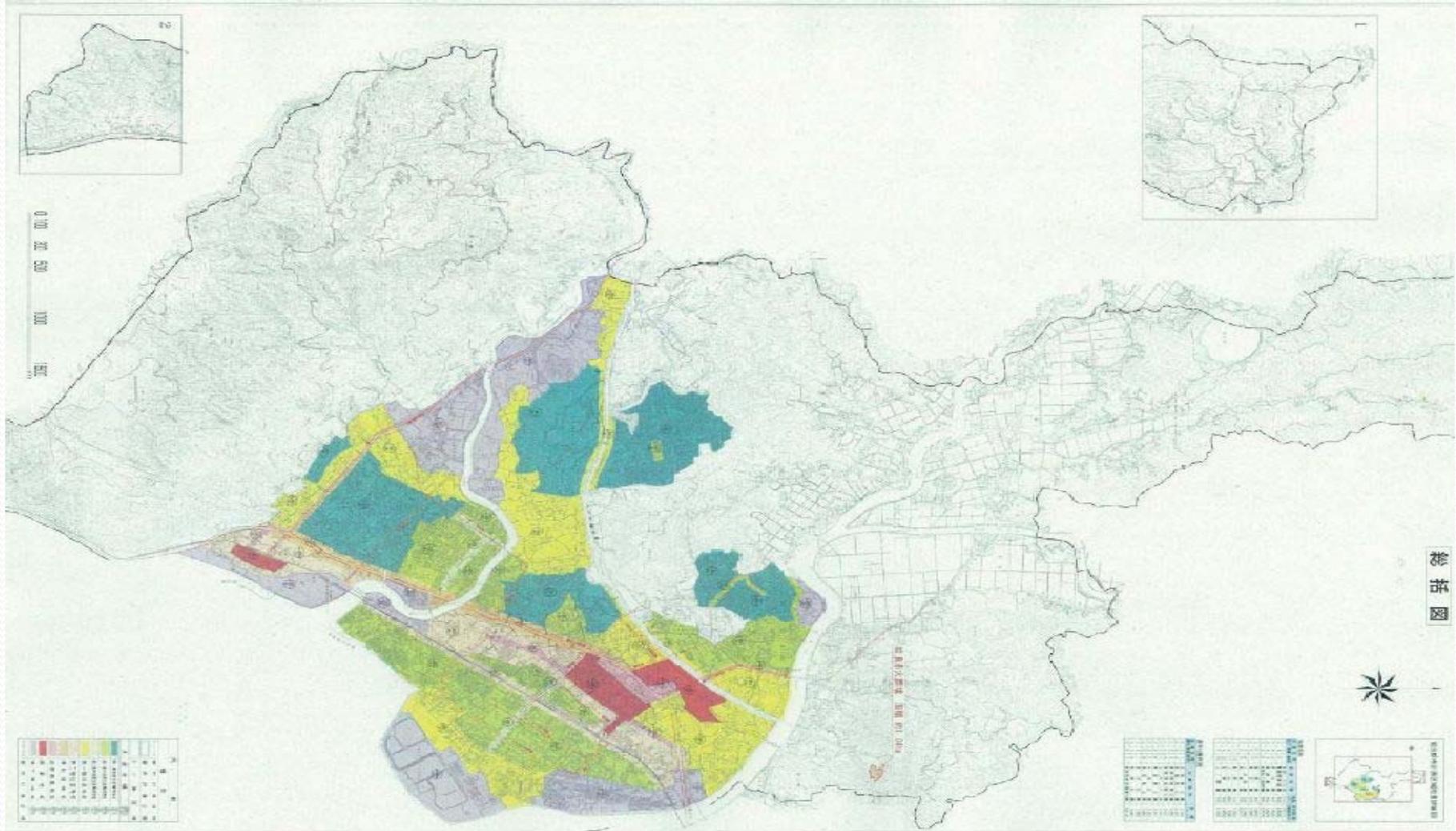
- 円滑な都市活動を支え、住民の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設

建築基準法

- 建築基準法第51条では都市計画において火葬場の位置を決定していなければならない

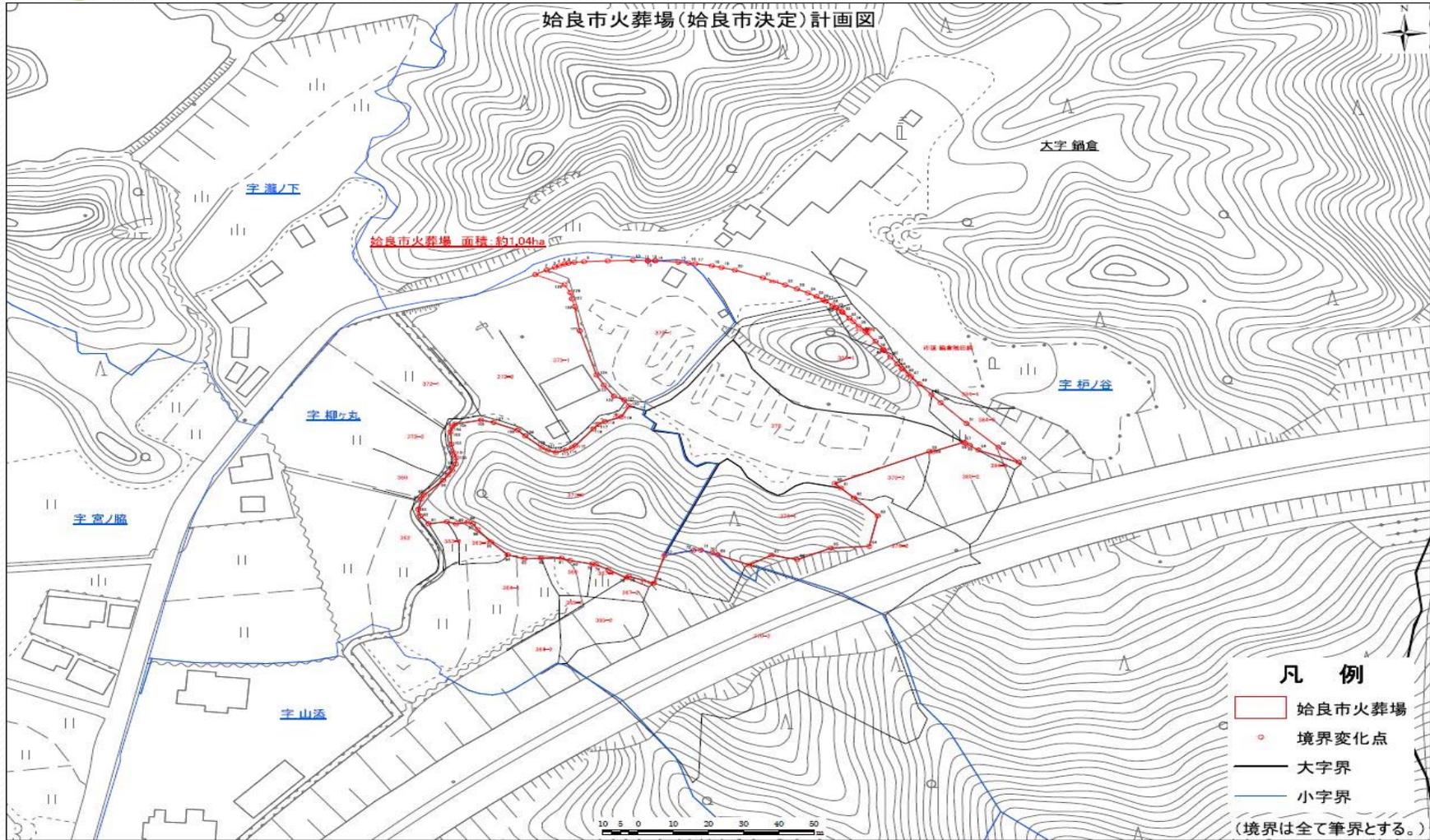


總括圖



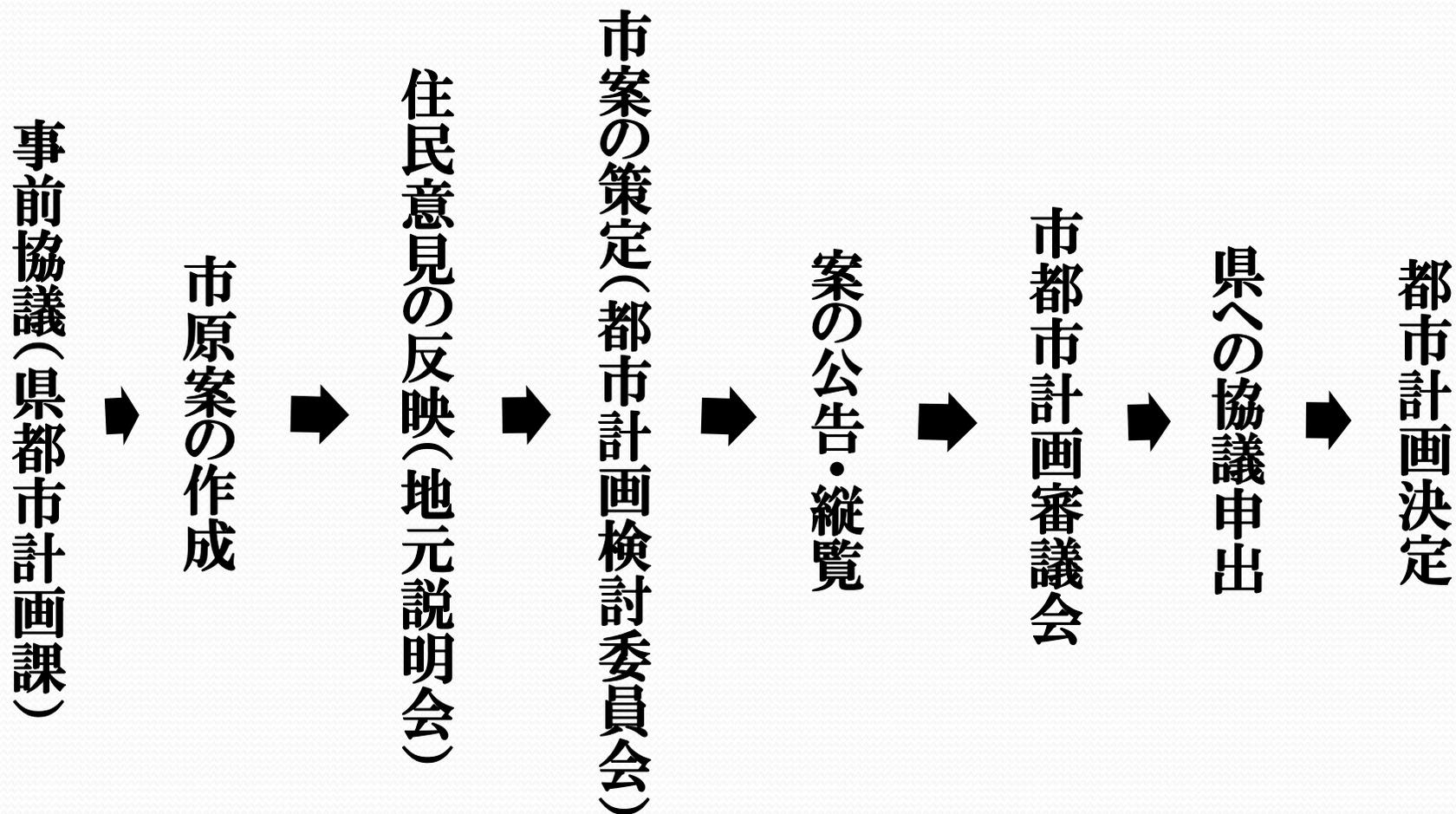


始良市火葬場(始良市決定)計画図





始良市火葬場の都市計画決定までの流れ





火葬場建設の概要等について

建設地

- 平成23年度火葬場建替え候補地選定委員会により決定

選定

- 建設省火葬場建設標準(案)を参考
- 都市計画区域内を原則

選定理由

- 利便性・立地条件・用地取得・低コスト
- 総合的に評価し決定



既存施設の課題

施設の
老朽化

- ・ 昭和48年3月建設
- ・ 42年が経過

火葬炉の
老朽化

- ・ 平成5年・6年度に入替
- ・ 20年以上経過

古い設計

- ・ 昔の設計のため設備が充実していない



既存施設の課題の解決①

- 施設

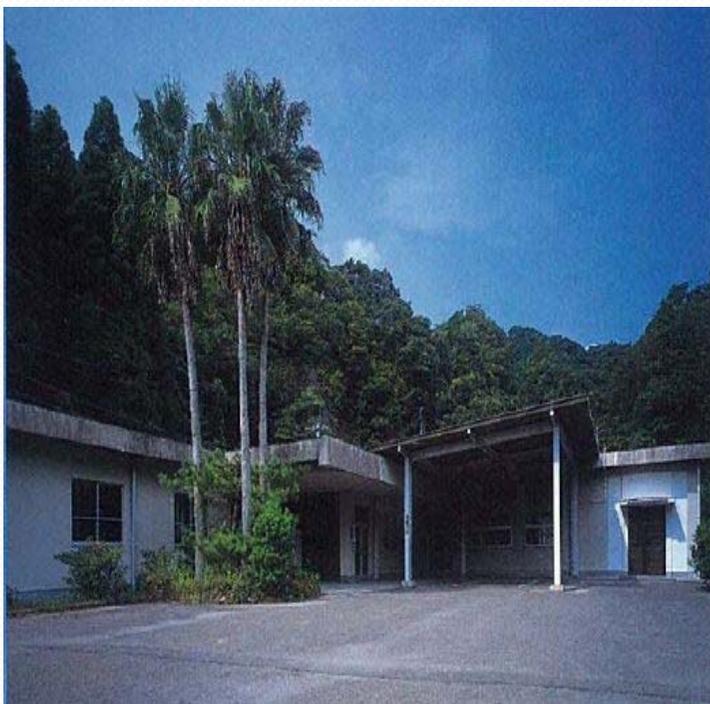
施 設

- 建替えが必要



既存施設の課題の解決

現火葬場



新火葬場(イメージ)





既存施設の課題の解決②

- 火葬炉

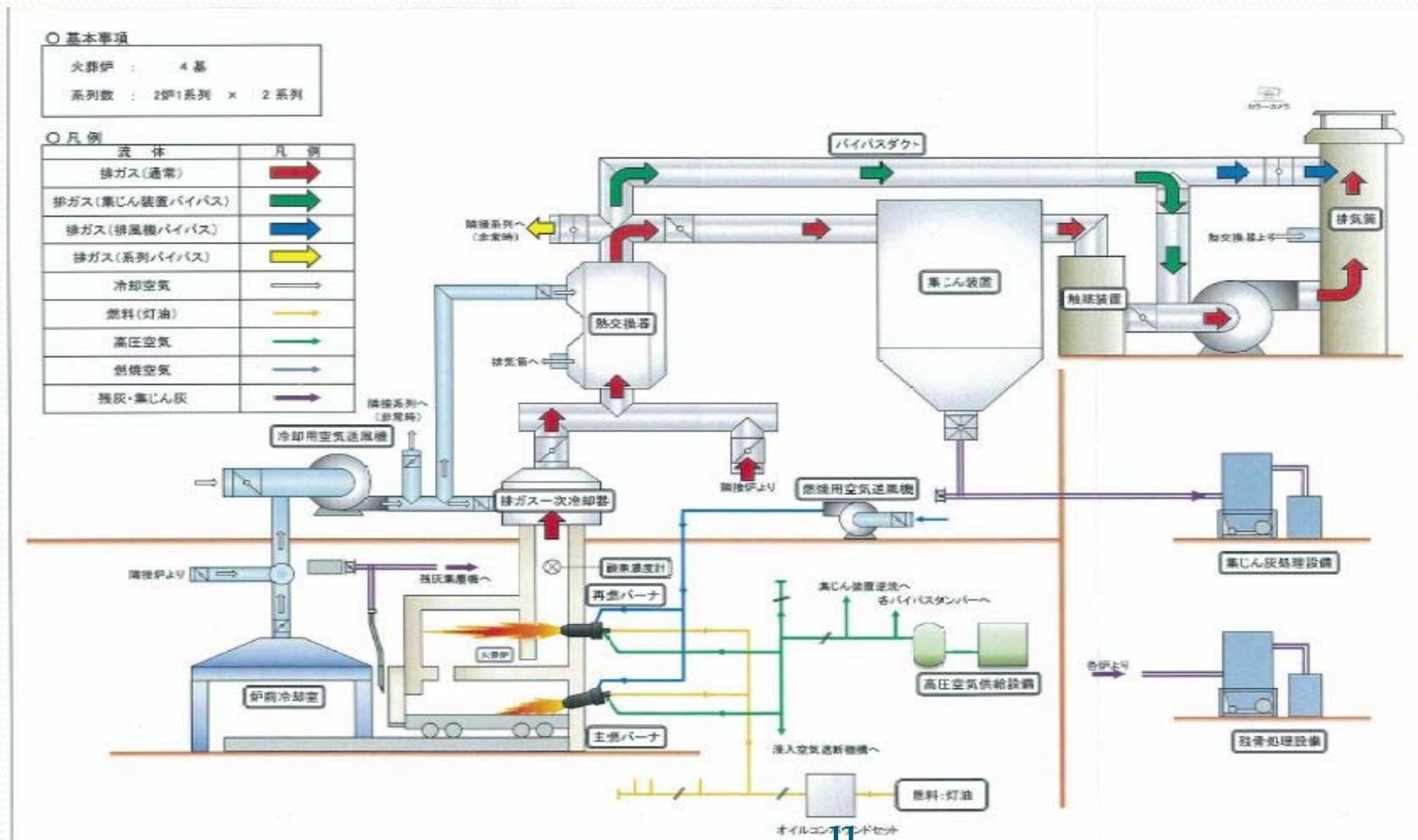
火 葬 炉

- 最新の火葬炉の導入が必要



既存施設の課題の解決

火葬炉フローシート





既存施設の課題の解決③

- 設計

設 計

- ・ 近代的な設計
- ・ 遺族や会葬者のプライバシーの配慮
- ・ バリアフリー、ユニバーサルデザイン等の配慮



火葬場施設整備の重要なポイント①

基本方針

- ・ 周辺環境に配慮した施設
- ・ 利用しやすい機能的な施設
- ・ 環境にやさしい施設
- ・ 管理しやすい施設



火葬場施設整備の重要なポイント②

建物外観

- ・ 住民の方に違和感を与えないデザイン
- ・ 明るく、清潔、荘重なもの



イメージ画像





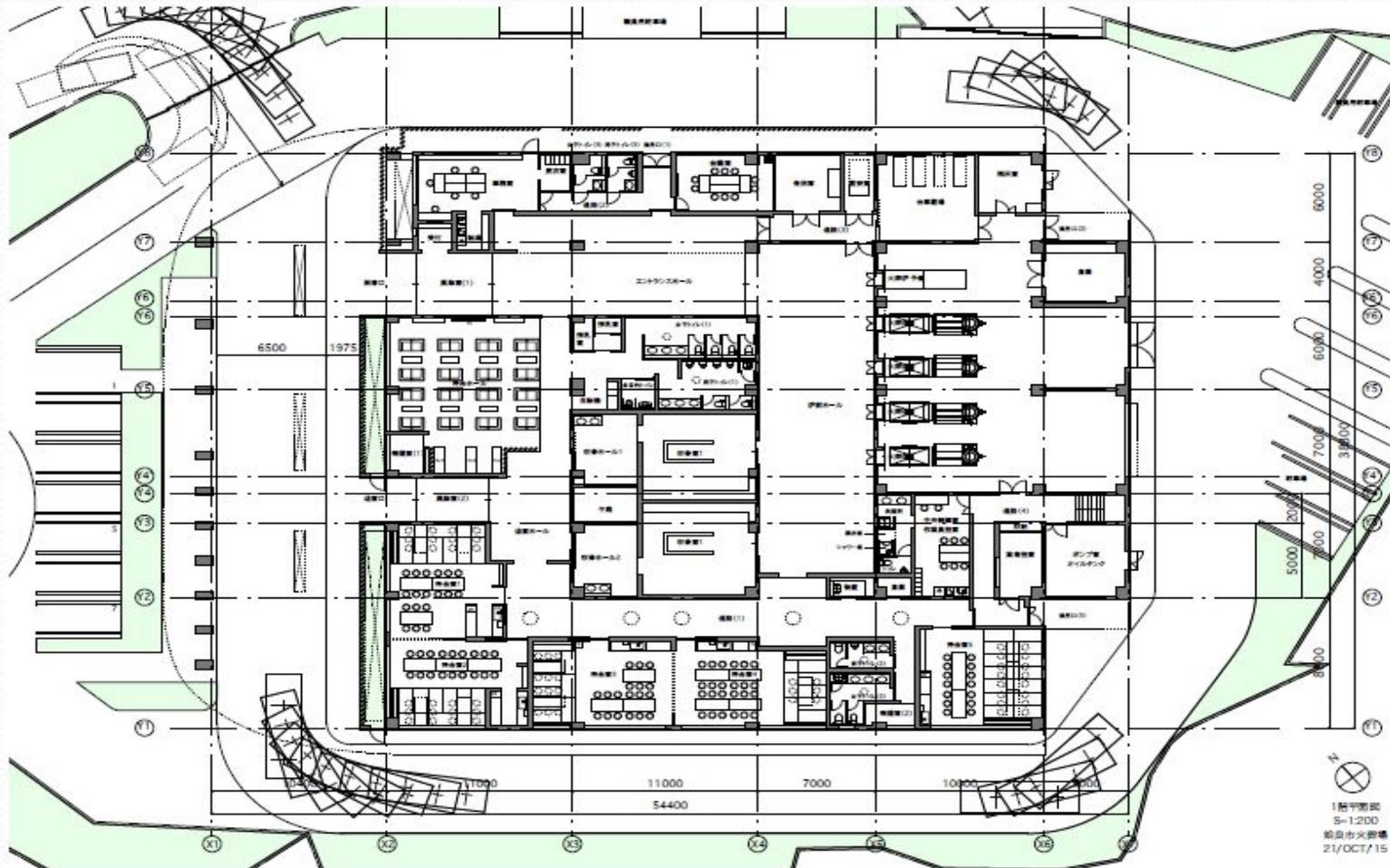
火葬場施設整備の重要なポイント③

建物内部

- 安らぎと傷心を癒せる落ち着いた空間
- 近代的で尊厳のある雰囲気
- 遺族や会葬者に、一体的でわかりやすい動線計画



火葬場平面プラン図





既存施設との比較 1

	既存施設	新施設
敷地面積	4,980m ²	約10,000m ² ※ 山林を含む
延床面積	464.57m ²	約1,900m ²
火葬炉数	3基(別途汚物炉1基)	5基(内1基増設予定)
待合室	2室	5室



既存施設との比較 2

	既存施設	新施設
告別室	なし	1室
収骨室	1室	2室
エントランス ホール	なし	あり
集塵装置	なし	あり



今後のスケジュール

都市計画 位置決定

- 平成27年度
- 火葬場の位置を決定します。
- 造成工事・山林の法面伐採をします。

実施設計

- 平成27年度
- 実施設計をします。(現在進行中)

建設

- 平成28年度
- 建築本体、火葬炉設備、外構工事をします。
- 平成29年4月供用開始を予定しています。

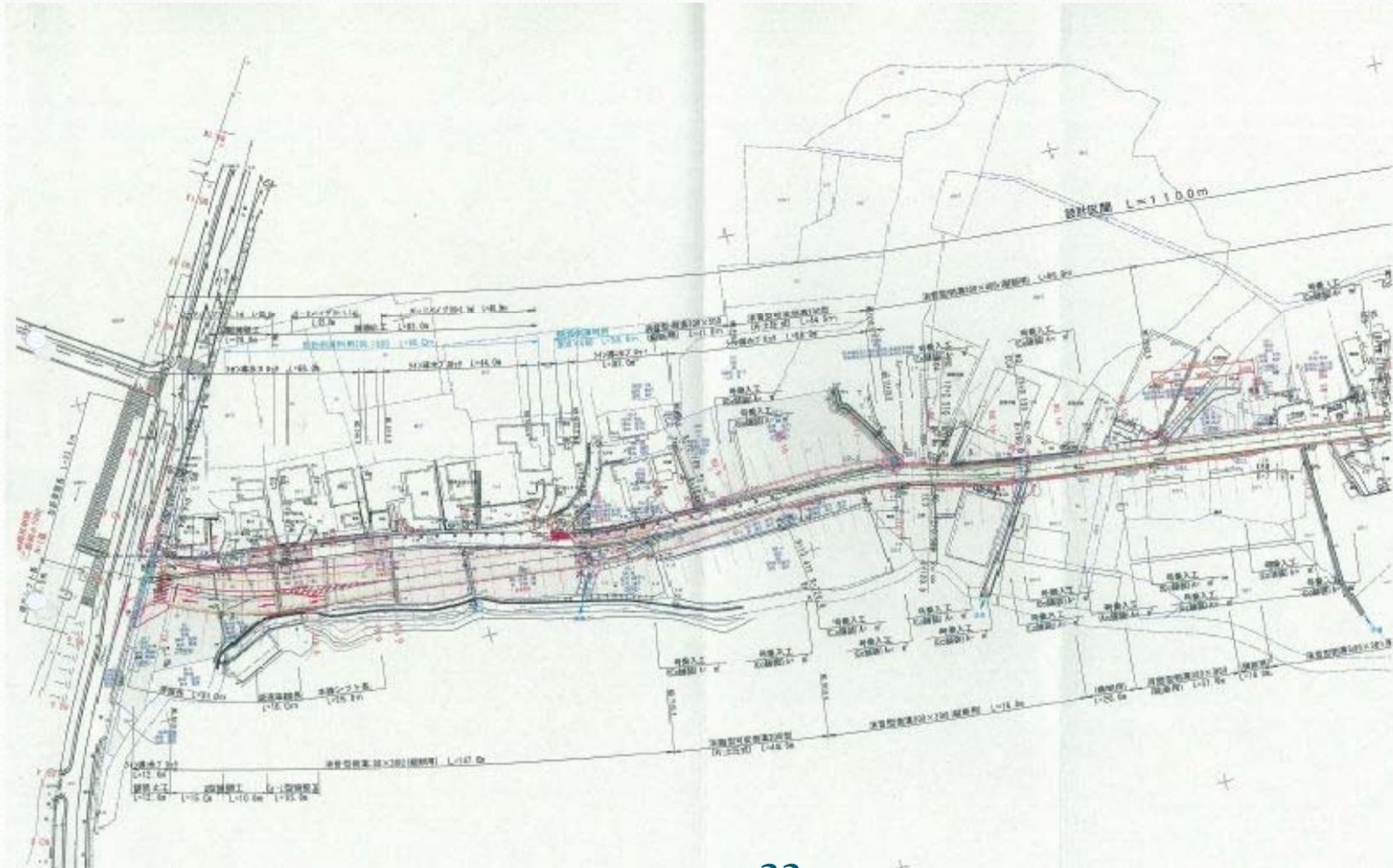


市道 鍋倉から触田線の改良工事について

- 1 地元の要望
- 2 利用状況に応じた道路改良
- 3 改良工事に関する説明会の実施



市道 鍋倉から触田線 改良工事図面 ①





市道 鍋倉から触田線 改良工事図面 ②

